

見附市
道路占用工事路面復旧基準

令和 2 年 5 月
見附市建設課

道路占用工事路面復旧基準

見附市道路占用規則（平成6年規則第4号）第11条の規定による工事の施工方法のうち、別表第3の9に規定する市長の指示する工法の基準を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この基準は、道路占用により地下埋設物等の施設を設置し、又は修繕し、若しくは撤去するための工事に伴う道路の埋戻並びに復旧工事の施工に当たり、守るべき事項を示すものである。

（道路復旧の原則）

第2条 占用のため道路を掘削した場合における道路の復旧工事は、道路を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とする。

2 占用者は、埋戻工事完了から道路管理者の確認検査完了までの間、現場を巡回し路面沈下その他不良箇所が生じた場合は、直ちに復旧することとする。

（掘削制限）

第3条 12月1日から3月14日までの期間（以下「掘削制限期間」という。）は、占用のための掘削工事を原則として認めない。ただし、漏水等の緊急修繕については、除雪対応等の条件を付し認めるものとする。仮復旧期間中は十分な道路パトロールにより路面管理を行い、掘削制限期間の解除後に本復旧を行うこと。

2 ライフラインに係る工事については、真にやむを得ないと認められるものに限ることとし、道路管理者と施工時期及び安全対策を協議したうえで、施工可能と判断された場合に施工を認める。

3 掘削制限期間は、その年の降雪状況等により変更することができるものとする。

（埋戻）

第4条 埋戻工事の実施に当たっては、次の事項により施工しなければならない。

2 埋戻に使用する材料は、原則として改良土とし、一層の巻き出し厚を路体は30cm以下、路床は20cm以下として十分締め固めること。

（仮復旧）

第5条 仮復旧工事は、埋戻完了後、本復旧工事を施工するまでの間、交通に支障をきたさないよう道路管理者の指示する「道路標準復旧断面図」（別図）により施工しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、事前に道路管理者と協議し、復旧方法について指示を受けるものとする。

2 仮復旧工事施工後、現地に仮復旧状態であることを明示するものとする。

（本復旧）

第6条 本復旧工事は、道路管理者が指示する「道路標準復旧断面図」（別図）により施工しなければならない。

2 本復旧工事は、掘削制限期間中に施工してはならない。

ただし、道路管理者が認めた場合はこの限りではない。

3 本復旧工事は、仮復旧工事完了後14日以上自然転圧期間を置き、2ヶ月以内（掘削制限期間が含まれるときは、その期間を除く。）に施工するものとする。

4 第6条第1項に定める道路の本復旧工事は、次の事項により施工しなければならない。

- (1) 復旧工事に当たっては、工事に必要かつ十分な機械器具を準備し、アスファルト及びコンクリート舗装に精通した技術者で施工しなければならない。
- (2) 舗装道路を縦断方向及び横断方向に掘削した場合は、道路管理者が指示する「舗装道路における絶縁線付近の復旧方法」(別図)により影響区域の範囲を決定し、本復旧すること。また、この際には必要により道路管理者と占有者が現地立会いを行い施工範囲を決定する。
- (3) 復旧部分を切り取った後は、復旧工種の仕上げ厚に相当する深さまで掘削を行い、清掃及び不陸整正した後、振動ローラー等で転圧すること。また、所定の締固め度が得られるように仕上げなければならない。
- (4) 本復旧工事に使用する諸材料は、「舗装設計施工指針」に規定された材料規格に適合するものでなければならない。

5 歩道(コンクリート平板ブロック及びインターロッキング舗装)の本復旧工事は、次の事項により施工しなければならない。

- (1) 復旧に使用するブロック等の材料は、破損していないもの又は新品を使用すること。
- (2) 路床及び路盤は、完全に不陸整正しローラー等で十分転圧すること。モルタル又は敷砂を平均に敷き、ブロックの底面に空きを生じないように丁寧に施工すること。

(その他)

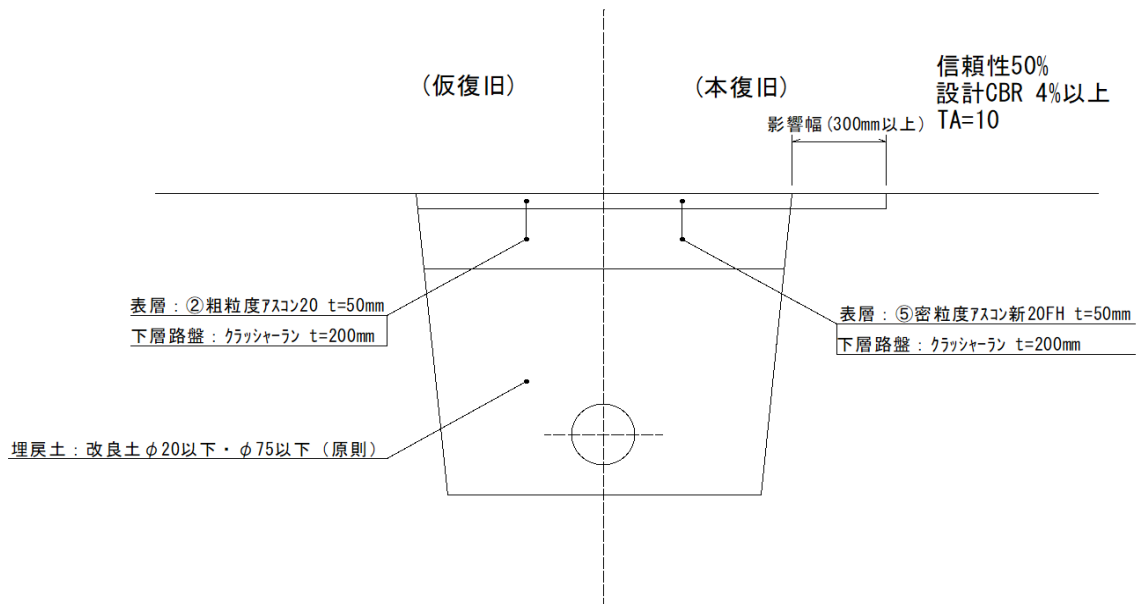
第7条 この基準に定めのない事項が生じたとき、又は道路管理者がこの基準によらない方法で復旧することが適当と認めた場合は、道路管理者と占有者が協議し施工方法を決定するものとする。

- 2 占用工事完了後、道路占用許可書の「5 その他の条件 (1)」に記載されている期間以内に、占用工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占有者の負担で補修を実施すること。
- 3 この期間経過後であっても明らかに占用工事に起因して、あるいは占用物件の破損等により路面が補修を要する状態と認められた場合は、占有者に道路復旧の負担を求めることがある。また、陥没原因が不明で道路開削した結果、占用物件が原因であった場合も同様とする。

道路標準復旧断面図

R2.05

①舗装構成N2（舗装計画交通量15～40台未満/日・方向）

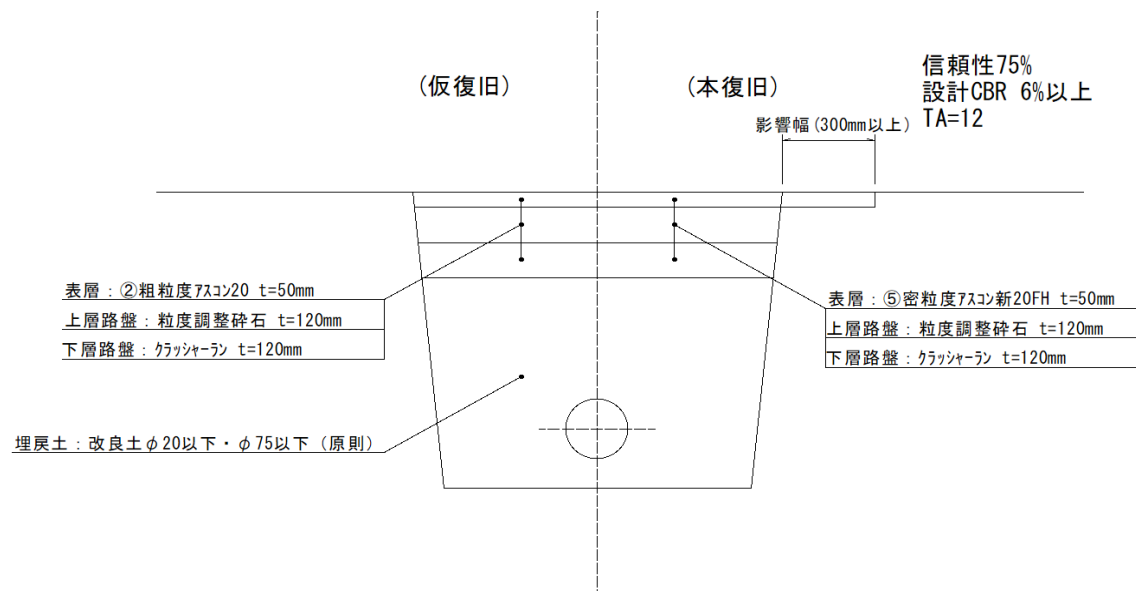


※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファル合材は、一般には⑤密粒度アスコン(新20FH)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑦密粒度アスコン(新20FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

②舗装構成N3（舗装計画交通量40～100台未満/日・方向）

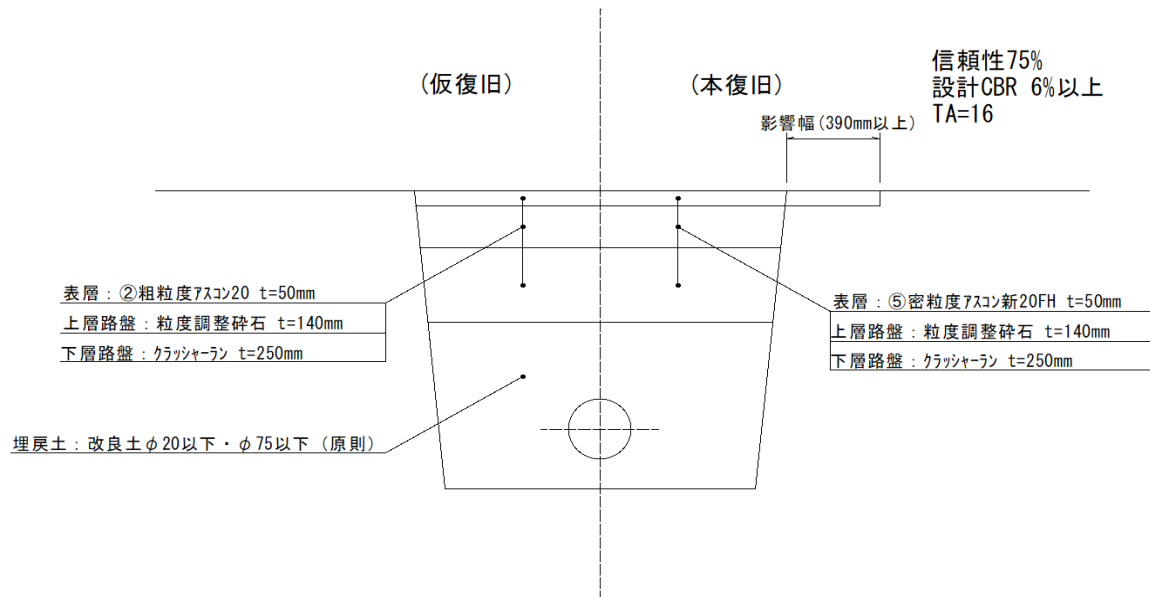


※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファル合材は、一般には⑤密粒度アスコン(新20FH)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑦密粒度アスコン(新20FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

③舗装構成N 4（舗装計画交通量100～250台未満/日・方向）

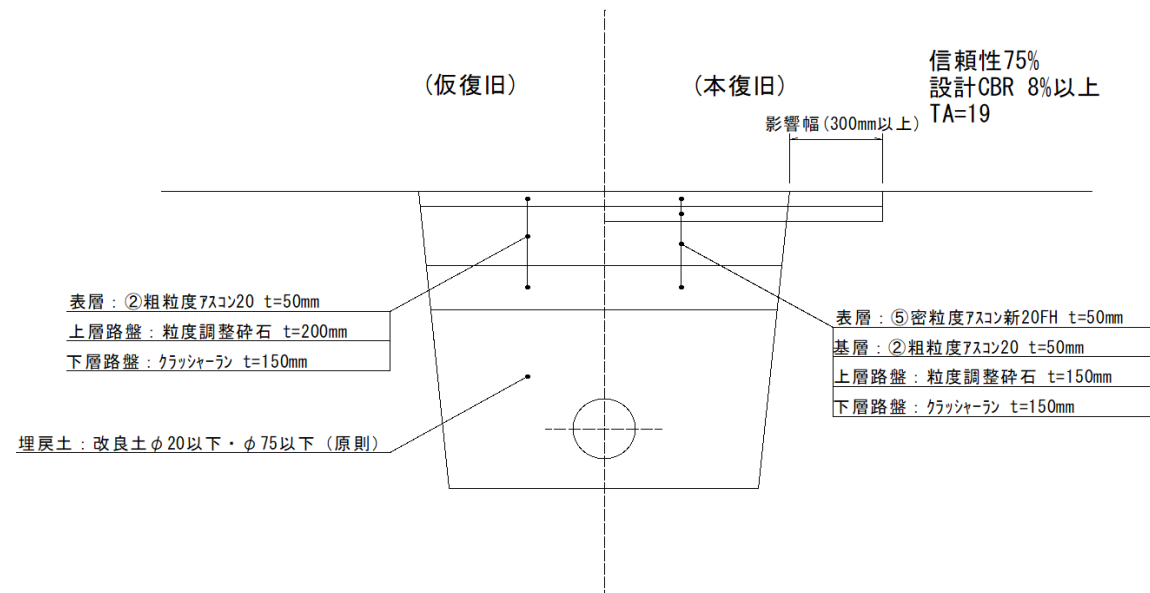


※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファル合材は、一般には⑤密粒度アスコン(新20FH)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑦密粒度アスコン(新20FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

⑤舗装構成N 5（舗装交通計画量250～625台未満/日・方向）

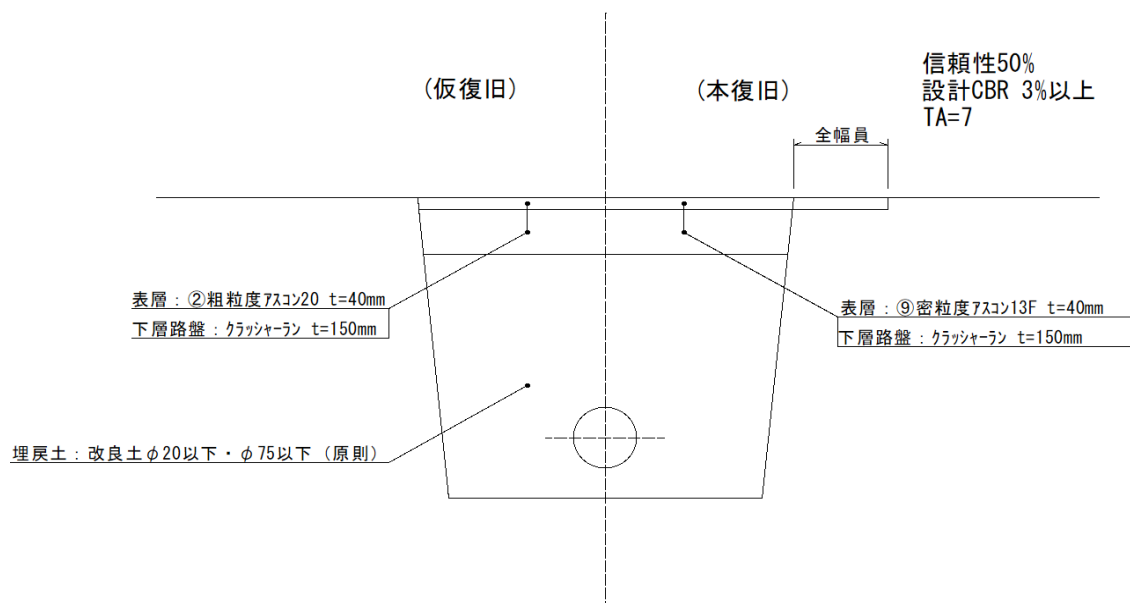


※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファル合材は、一般には⑤密粒度アスコン(新20FH)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑦密粒度アスコン(新20FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

⑤舗装構成 歩道（一般部）

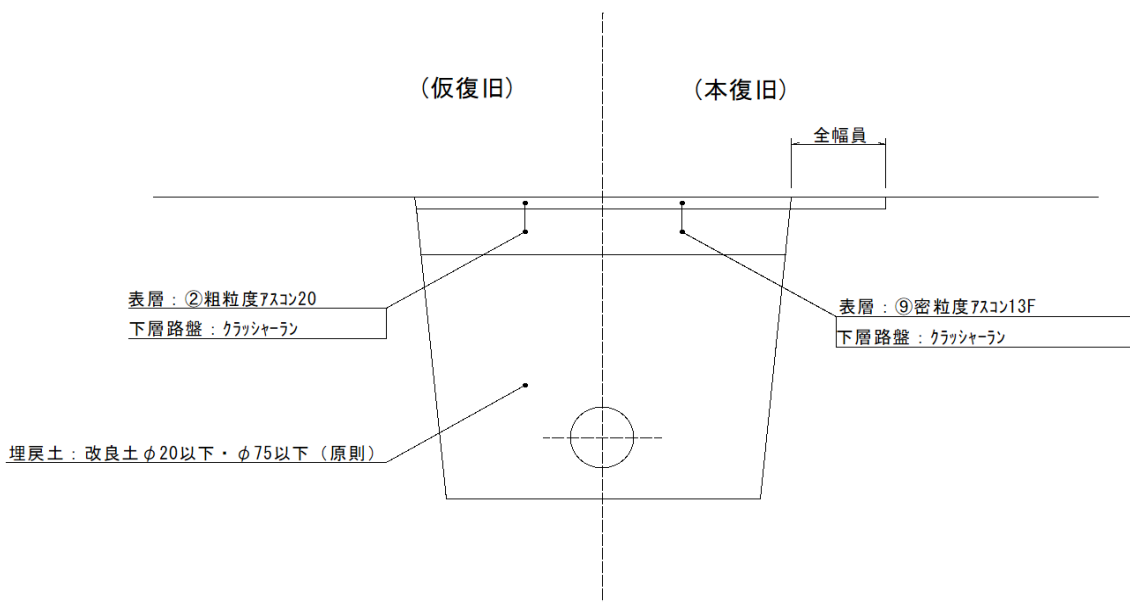


※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファルト合材は、一般には⑨密粒度アスコン(13F)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑫密粒度アスコン(13FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

⑥舗装構成 歩道（乗入箇所）



※掘削時に表層（・基層）及び路盤材の厚さを計測し、現況の厚さ通りに復旧する。

※下層路盤に用いる路盤材は、アスファルト再生クラッシャーランARC-40を最優先とし、再生クラッシャーランRC-40、クラッシャーランC-40の優先順で採用する。

※表層に用いるアスファルト合材は、一般には⑨密粒度アスコン(13F)とするが、縦断勾配6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面では⑫密粒度アスコン(13FH)改質I型を採用する。

第1種、第2種、第3種1級及び第2級並びに第4種第1級の道路は、⑥密粒度アスコン(新20FH)改質II型を採用する。

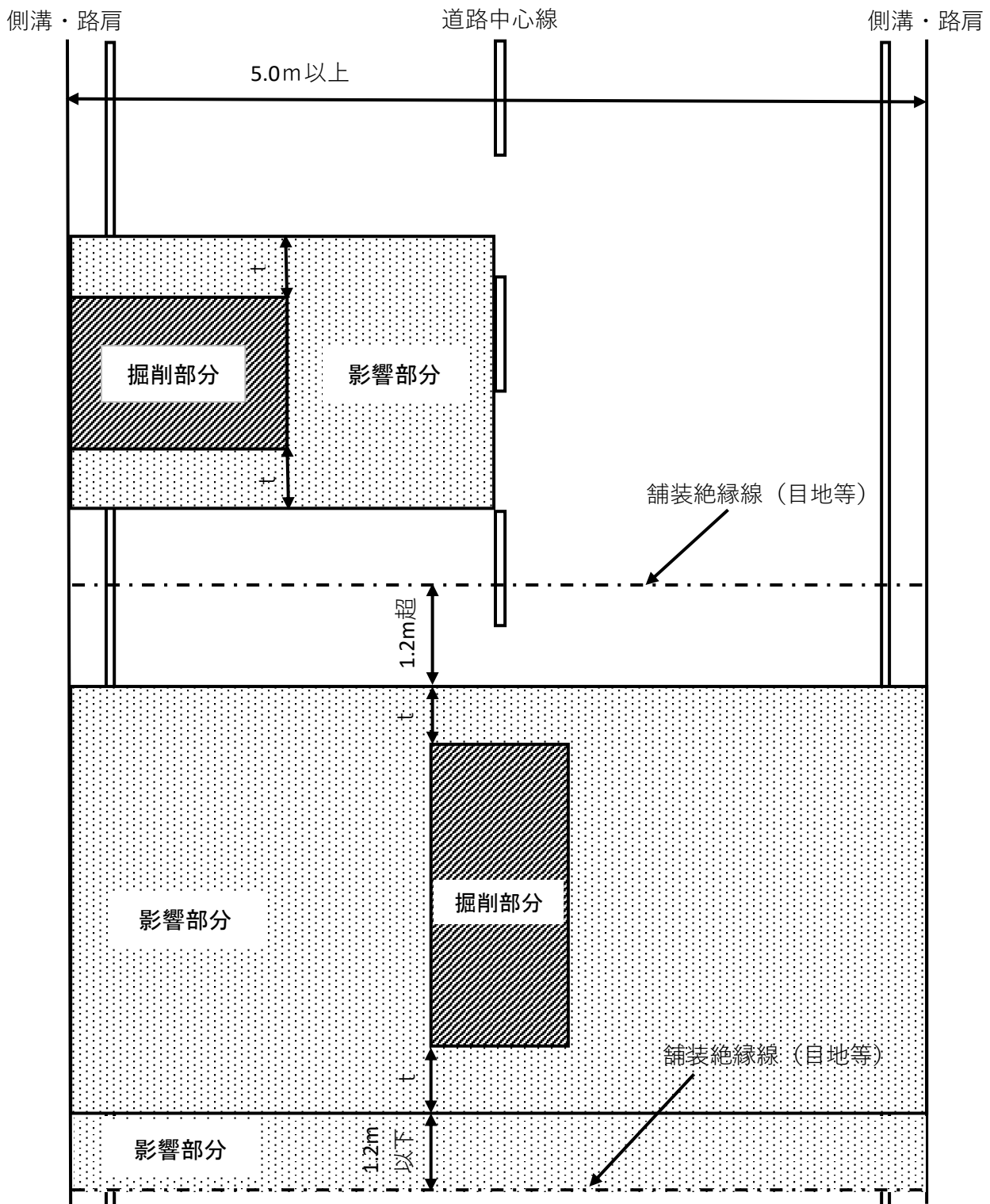
舗装道路における絶縁線付近の復旧方法

R02.05

1 舗装部の幅が5.0m以上の場合

影響部分の範囲は、下図によるものを原則とする。

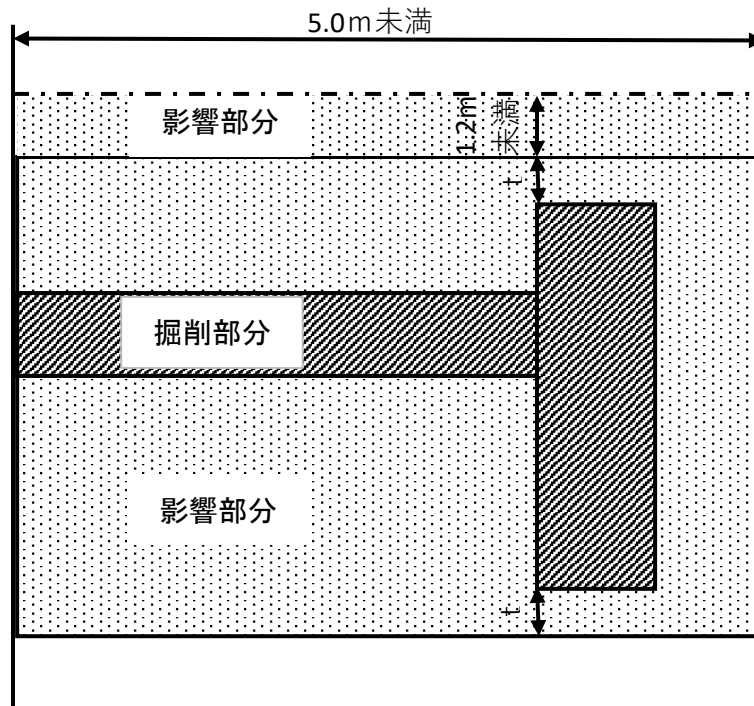
- 掘削箇所が1車線：半幅復旧 掘削箇所が2車線にまたがる：全幅復旧
- 掘削範囲から縦断方向に影響幅 t （路盤厚または300mmのいずれか大きい値）をとる。
- 影響幅 t をとり、すでにある舗装絶縁線との距離が1.2m以下となる場合は、その工事にて復旧を行う。



2 舗装部の幅が5.0m未満の場合

影響部分の範囲は、下図によるものを原則とする。

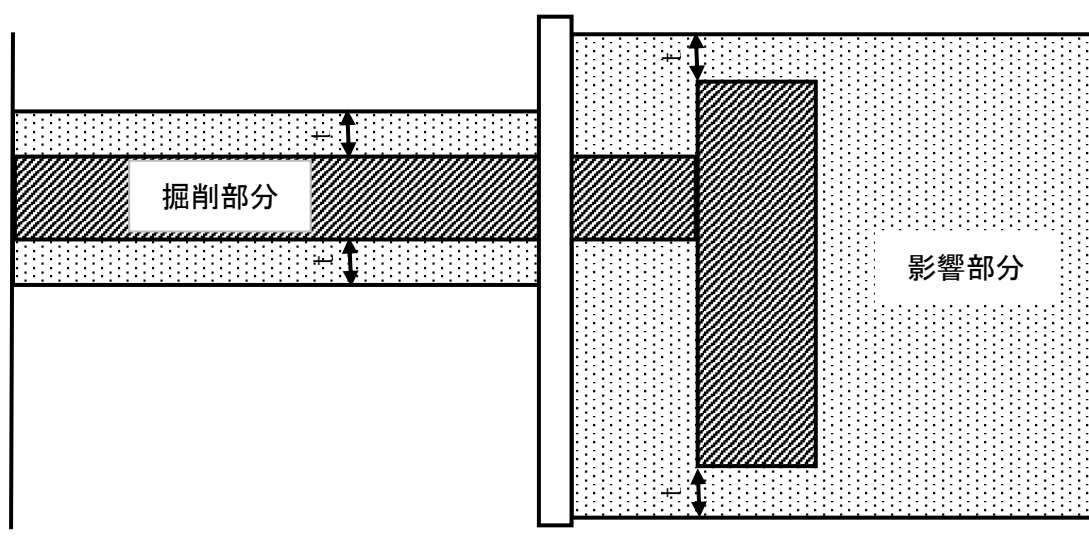
- ・掘削箇所によらず全幅復旧
- ・掘削範囲から縦断方向に影響幅 t （路盤厚または300mmのいずれか大きい値）をとる。
- ・影響幅 t をとり、すでにある舗装絶縁線との距離が1.2m以下となる場合は、その工事にて復旧を行う。



3 消雪パイプがある場合

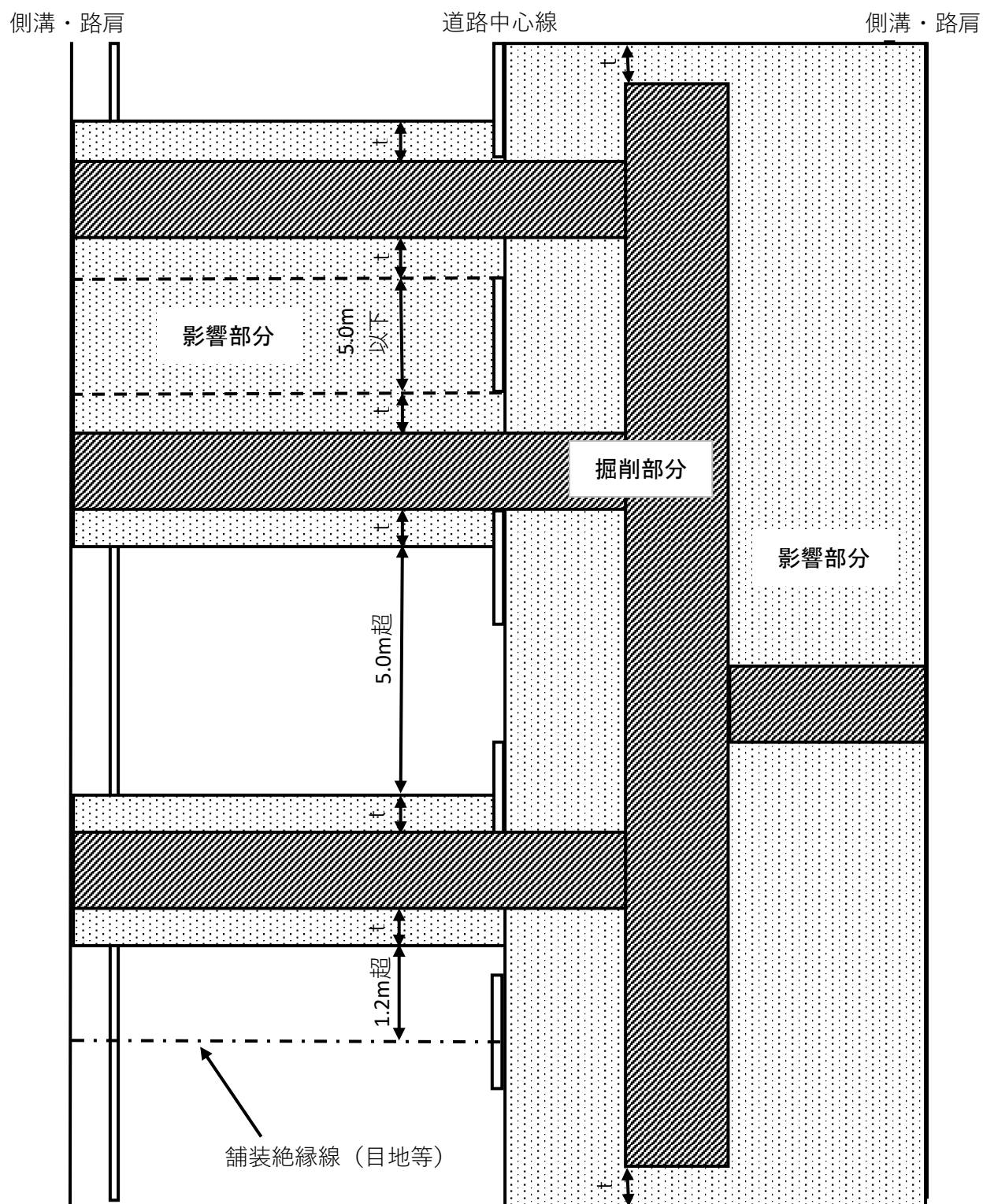
影響部分の範囲は、下図によるものを原則とする。

- ・掘削した車線ごとに復旧
- ・掘削範囲から縦断方向に影響幅 t （路盤厚または300mmのいずれか大きい値）をとる。
- ・影響幅 t をとり、すでにある舗装絶縁線との距離が1.2m以下となる場合は、その工事にて復旧を行う。



4 掘削箇所が近接して複数ある場合

- ・同一工事で掘削箇所が複数となる場合、影響幅 t （路盤厚または300mmのいずれか大きい値）をとり、同一工事による復旧の間隔が5m以下であれば、その間の箇所も復旧を行う。

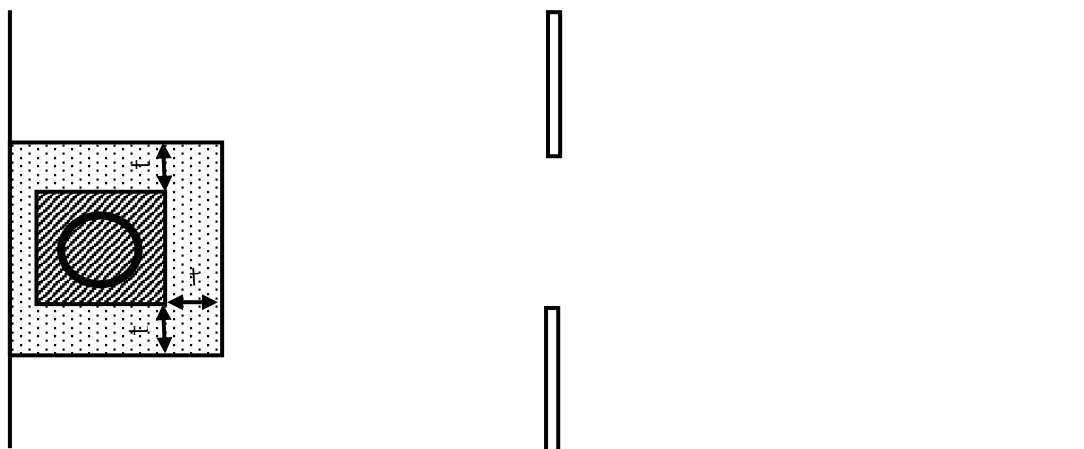


5 適用除外例

1) 占用構造物が、電柱・防犯灯柱等の 柱 の場合

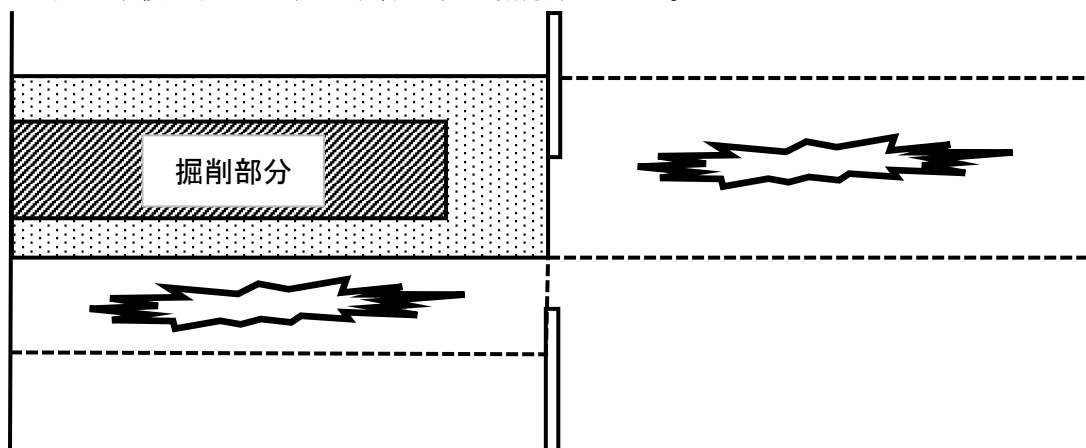
- ・掘削範囲から影響幅 t （路盤厚）を取り、復旧を行う。

（柱の付近を走行する可能性がないため、車線幅まで復旧しなくてよい）



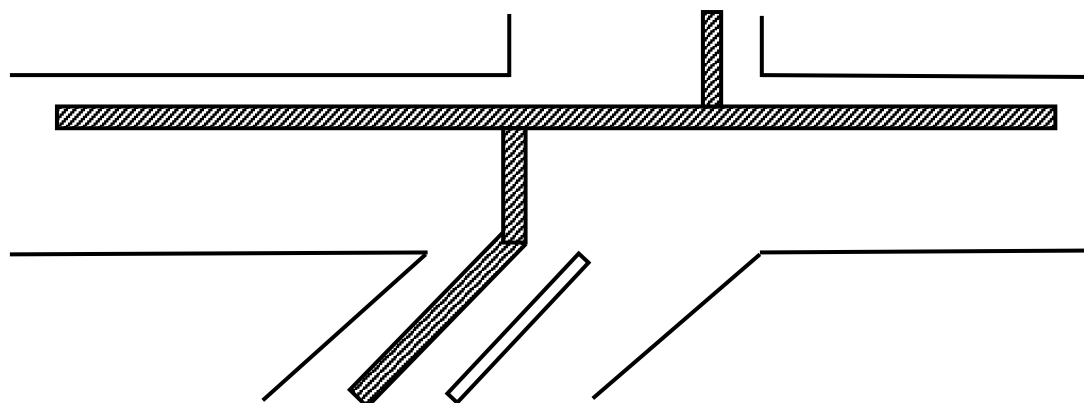
2) 復旧範囲付近の舗装が傷んでいる場合（著しいひび割れ・沈下等）

- ・道路管理者の負担により、復旧範囲と併せて舗装修繕を実施する可能性があるため、占用時及び本復旧前に必ず道路管理者と協議すること。



3) 道路の形状が複雑な場合・交差点内の場合

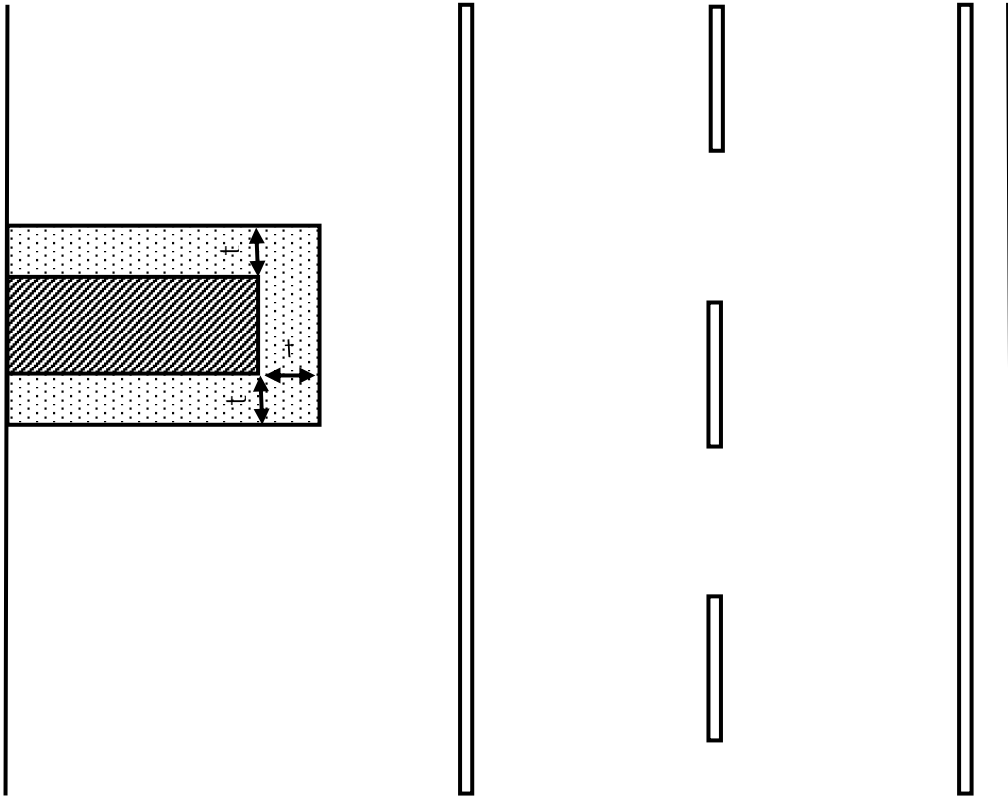
- ・基本的な考え方は復旧方法のとおりとするが、決定が困難な場合は、占用前及び本復旧前に道路管理者と協議すること。



4) 路肩の広い道路において、復旧範囲が外側線の外側に収まる場合

・掘削範囲から影響幅 t （路盤厚または300mmのいずれか大きい値）をとり、復旧を行う。

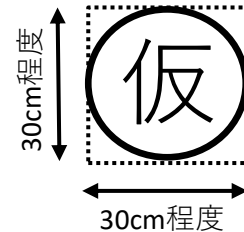
（通常、走行する車線を掘削していないため、半幅復旧は不要）



占用工事により道路を掘削し、仮復旧した場合は、道路占用工事路面復旧基準第5条第2項の規定により、路面に仮復旧であることを明示してください。

1) 施工方法

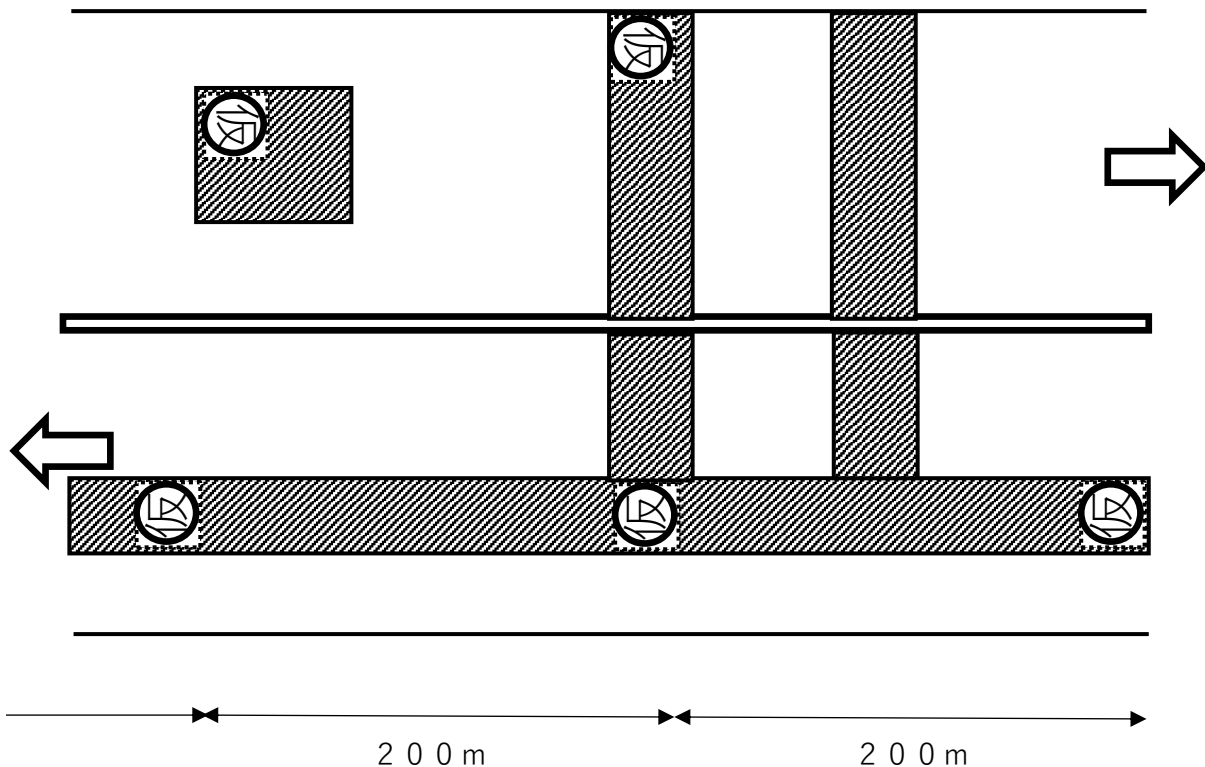
- ・ 白色の道路標示用スプレーを使用する。
- ・ 走行する車両から読み取れる向きに標示する。
- ・ 大きさは30cm×30cm程度とする。



2) 表示間隔の目安

- ・ 仮復旧箇所が小規模 1箇所の場合は、1箇所のみ標示する。
- ・ 縦断的に連続して施工する場合は、200mに1箇所標示する。
- ・ 横断箇所が同一工事で複数ある場合は、1箇所のみ標示する。

3) 標示例



※表示箇所は、走行方向の手前側とし、延長が200mを超える場合は、最初の標示から200mごとに1箇所標示する。